

令和6年度第16回教育委員会会議日程

開催期日 令和7年3月17日（月）

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町役場2階応接・会議室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第35号 令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の広報誌掲載の件

日程第3 議案第57号 芽室町立学校職員任免内申の件（非公開）

日程第4 議案第58号 ゲートボール普及活動事業～挑戦の流儀～（R3～R6）の検証及び、ゲートボール普及活動事業第2期～挑戦の流儀～（R7～R12）の件

日程第5 議案第59号 令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出の件（非公開）

閉 会

日程第 2

報告第 3 5 号

令和 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果の広報誌掲載の件

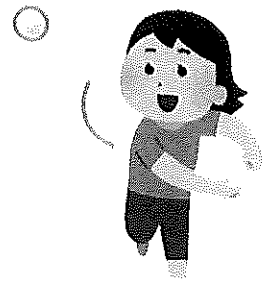
令和 6 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果について、広報誌に掲載することとしたので、報告します。

令和 7 年 3 月 1 7 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和6年度

全国体力・運動能力、 運動習慣等調査結果について



～芽室の子どもたちは、女子の体力向上が見られ、「ボール投げ」が得意という傾向に～

●全国体力・運動能力、運動習慣等調査とは？

全国的な子どもの体力や運動能力、運動習慣等の状況を把握・分析するために国が実施する調査のこと。この調査により、子どもの体力・運動能力等の向上に係る施策の成果と課題を検証し、学校における体力や運動能力、健康に関する指導の改善に役立てることを目的としています。

芽室町教育委員会では、この調査結果に基づき、芽室町の子どもたちの体力の傾向や運動習慣、生活習慣、食習慣等の状況を把握・分析し、各学校における運動に関する指導の工夫・改善や体力向上への指導・助言及び学校の取組の支援に努めていきます。

なお、本調査により測定できるのは、体力や運動能力の一部であり、学校における教育活動の一側面であることをご理解願います。

●令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の概要

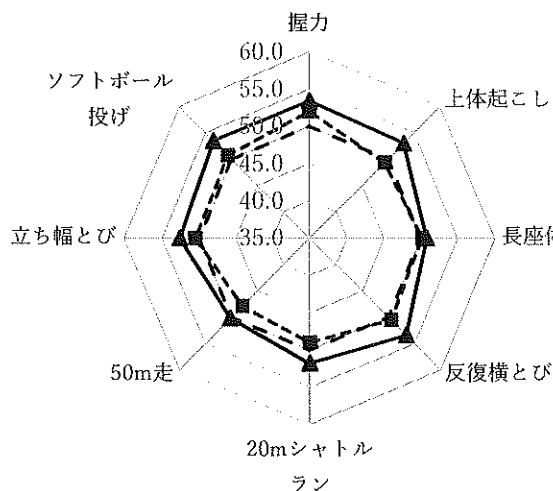
調査実施期間	令和6年4月～7月
対象学年	小学校5年生、中学校2年生
実技に関する調査	小学校：握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン、50m走、立ち幅とび、ソフトボール投げ 中学校：握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルランか持久走（男子は1500m、女子は1000m）の選択、50m走、立ち幅とび、ハンドボール投げ
質問紙調査	運動習慣、生活習慣病等に関する調査

●実技に関する調査結果

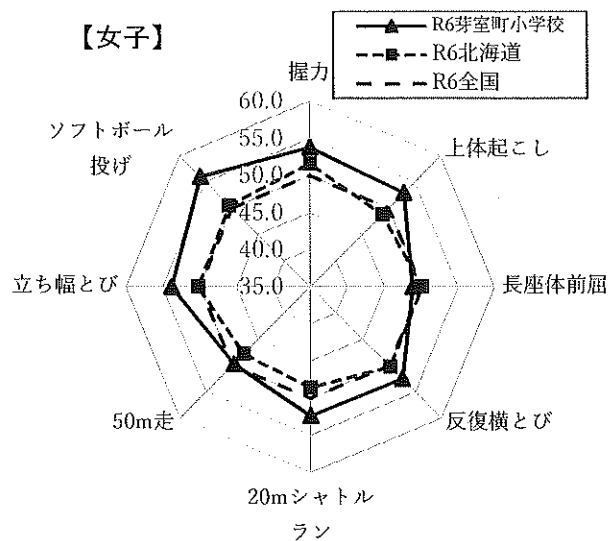
全国平均値を50点としたときの北海道及び芽室町の相対的な値(T得点)をレーダーチャートで表示。

小学校

【男子】

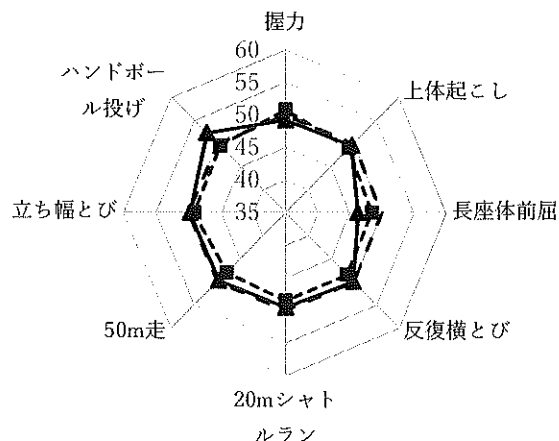


【女子】

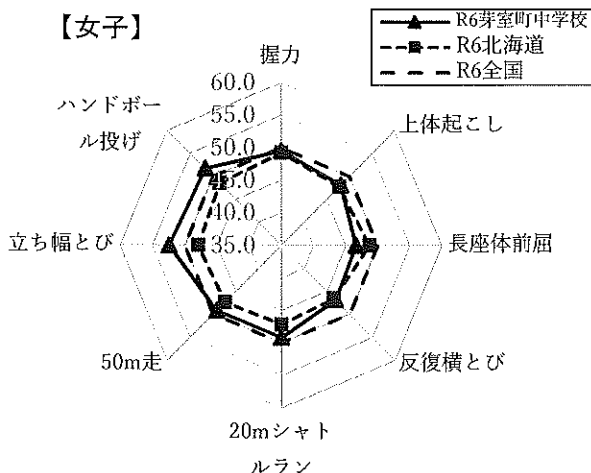


中学校

【男子】



【女子】



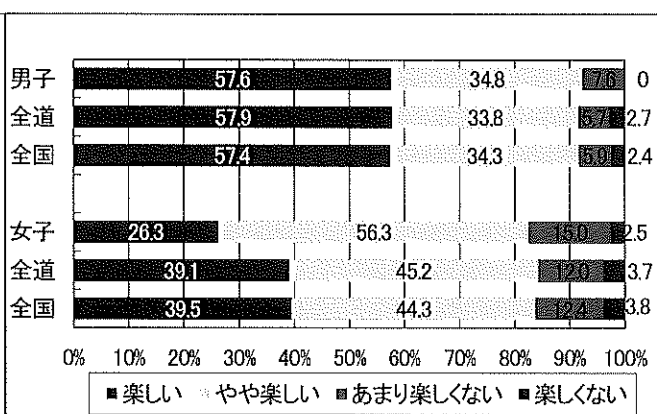
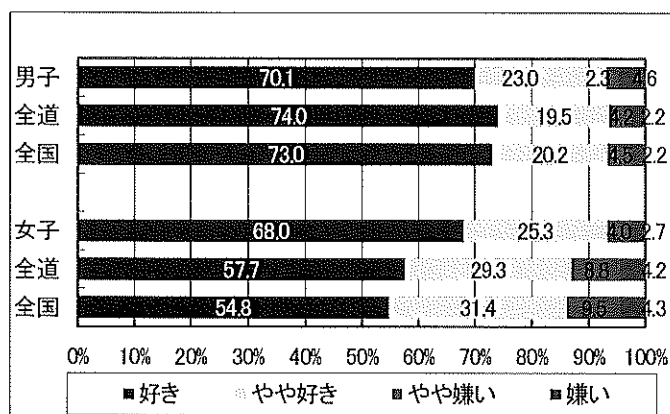
●児童生徒に対する質問紙の調査結果

【小学校】

運動(体を動かす遊びをふくむ)やスポーツをすることは好きですか

【中学校】

保健体育の授業は楽しいですか



●調査結果のまとめ

小学校	○男子は、全種目において、全国を上回った。 ○女子は、「握力」「上体起こし」「反復横とび」「20mシャトルラン」「立ち幅とび」「ソフトボール投げ」の6種目において、全国を上回った。 ○運動やスポーツをすることが「好き」「やや好き」と回答した児童の割合では、女子が大幅に全国を上回った。
中学校	○男子は、「ハンドボール投げ」の1種目において、全国を上回った。 ○女子は、「立ち幅とび」「ハンドボール投げ」の2種目において、全国を上回った。 ○保健体育の授業は「楽しい」「やや楽しい」と回答した生徒の割合は男女ともに全国・全道と同程度であった。

●芽室町における今後の体力向上策

- 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を踏まえた、児童生徒一人一人が課題意識をもって体育の授業に取り組む授業改善を、計画的・継続的に推進します。
- 各種大会出場の助成や公共施設の活用など、運動を行う環境を整備します。
- 「早寝・早起き・朝ごはん」など基本的な生活習慣の定着に努めます。

日程第 3

議案第 57 号

芽室町立学校職員任免内申の件（非公開）

令和 7 年 4 月 1 日付け人事異動に伴う学校職員の任免について、内申しようとする
ものであります。

令和 7 年 3 月 17 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

日程第 4

議案第 58 号

ゲートボール普及活動事業～挑戦の流儀～（R 3～R 6）の検証及び、
ゲートボール普及活動事業第 2 期～挑戦の流儀～（R 7～R 12）の件

ゲートボール普及活動事業～挑戦の流儀～（R 3～R 6）の検証及び、ゲートボール普及活動事業第 2 期～挑戦の流儀～（R 7～R 12）の件について、決定しようとするものであります。

令和 7 年 3 月 17 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

ゲートボール普及事業 ～挑戦の流儀～(R3～R6) について

■事業検証

『挑戦の流儀』は、ゲートボール人口の減少やスポーツの多様化、高齢者スポーツのイメージ等の解消を目指す等、ゲートボール再生のため発祥の地である芽室町で出来る取組を具体的に示したものです。

取組期間を日本ゲートボール連合が掲げる再生プロジェクト『ゲートボール Beyond2024 構想』に合わせ、令和3年度から令和6年度としました。

期間中は、新型コロナウイルス感染症が猛威を振っている期間と重なったこと等から、高齢者を含めた活動自体が極端に少なくなり、新型コロナウイルス感染症が5類に移行してからも、新型コロナウイルス感染症以前の活動状況に回復していない状況にあります。

そのような中においても、社会人の新たな大会の実施や減少傾向にある審判員の資格助成等の取組を実施する等、普及活動を進めて参りました。

発祥の地杯全国ゲートボール大会にブラジルやパラグアイのチームが参加したこと、芽室高校ゲートボールチームの高校日本一、ゲートボール少年団『マチルダ』の活躍など、明るい話題も数多くありました。

次期『挑戦の流儀』においては、当初の目的を継承し、年々減少していく競技人口の歯止めを目指すとともに、幅広い年齢層にゲートボールの楽しさを知ってもらうため関係機関と連携しながら、ゲートボール競技の再生を目指すため、様々な取組を引き続き実施して参ります。

■目標年度に目指す姿(KPI)

(1)町内の競技人口(ゲートボール協会員)

目標年度 R6 200 人(H28 年度の水準へ)

H28(5年前)	R1(基準年度)	R 3	R 4	R 5	R 6
197 人	157 人	142 人	125 人	115 人	113 人

(2)町内の大会・交流会等参加者数

目標年度 R6 1,624 人(基準年度の 2 割増)

H28(5年前)	R1(基準年度)	R 3	R 4	R 5	R 6
1,524 人	1,353 人	403 人	1,051 人	1,138 人	1,008 人

(3)初心者教室の参加者数

目標年度 R6 50 人(基準年度の 2 割増)

H28(5年前)	R1(基準年度)	R 3	R 4	R 5	R 6
16 人	41 人	15 人	19 人	14 人	16 人

(4)高校生以下の初心者が体験できる機会

目標年度 R6 64 回(基準年度の 2 割増)

H28(5年前)	R1(基準年度)	R 3	R 4	R 5	R 6
66 回	32 回	21 回	21 回	30 回	16 回

※目標年度には、学校や職場対抗等の交流が実現していること

初心者向けの交流大会(全町 GB 大会(2部)、YOASOBIGB 大会、役場職場内大会)等が実施されるなど、社会人世代を中心として取組みは広がったところであるが、学校間での交流試合等には至っていないことから、学校側とも協議しながら実現を目指します。

ゲートボール普及活動事業(第2期)『挑戦の流儀』(R7~R12)

発祥の地 芽室町

1 目的

ゲートボールの再生に向けた挑戦の流儀は、本町発祥のスポーツとして、

- ① 活動しやすい環境を安定的に整備すること
 - ② 多様な普及活動を加速させること
 - ③ 各種大会や交流機会の充実にに向けた対策を集中的に実施すること
- を目指し、町が主導的な役割を果たすほか、関係機関、団体と認識を共有し、ゲートボールの灯を絶やさず再燃させることを目的とします。

2 ゲートボール再生に向けた取組

ア 活動しやすい環境づくり

(1)健康プラザ及び南公園運動広場の利用、整備

- ① 使用料の免除
- ② 屋内外コート確保と定期メンテナンス
- ③ ゲートボール協会、少年団、社会人チームの優先利用(イベント等除く)

(2)各種助成

- ① 全国大会出場助成の継続
- ② 審判員資格の新規取得、継続に対する助成

(3)生涯にわたり活動できる拠点整備

- ① 持続可能な活動支援・研究(ゲートボール協会・少年団への支援・総合型地域スポーツクラブ・部活動の地域展開等の研究等)

イ ゲートボール競技の普及促進

(1)小中学生の普及

- ① 町内すべての児童・生徒にゲートボール体験
- ② 少年団活動への継続的支援

(2)高校生の普及

- ① 高校生愛好者への活動支援(芽室高校・白樺学園・帯広大谷高校)
- ② その他北海道内の高校生へのアプローチ
- ③ 合宿事業の継続

(3)大学生等の普及

- ① 岩見沢教育大との連携継続
- ② その他北海道内の大学生、短大生等へのアプローチ

(4)現役世代への普及

- ① 町職員の普及活動への参画と競技体験の継続
- ② 町内企業を主に町外企業等への普及活動
- ③ 各種初心者大会への参加アプローチ

(5)高齢世代への普及

- ① 現役ゲートボーラーへの支援
- ② 初心者ゲートボーラーの育成支援
- ③ 仲間と共に健康づくり

(6)その他普及事業

- ① 提携団体との連携(スカイアース、コンサドーレ等)
- ② レクリエーション、祭り、イベント等での体験会等の実施
- ③ 町のホームページ、SNS 等の発信
- ④ 初心者体験用ゲートボール用品の確保

ウ 交流機会の仕掛け

(1)初心者向け体験機会の充実

- ① ローカルルールの設定により簡易的で親しみやすい競技実施
- ② 町内企業等への案内、体験機会の確保

(2)町内外の交流機会

- ① 中高生交流会(学校対抗、定期戦)
- ② 社会人チーム、職場チームの交流会
- ③ 高齢者の健康づくり交流会
- ④ 3世代チームによる交流会
- ⑤ 十勝発祥スポーツ交流会

エ マナーアップ運動の展開

(1)ルールとマナーの周知

- ① チームスポーツの魅力
- ② ルールを正しく楽しむ
- ③ 心遣いとコミュニケーション

3 発祥の地杯全国ゲートボール大会

大会の基本的な考え方は、令和3年度から「親善的な大会を基調にしながら、より競技性の高い大会とすることでスポーツとしてのゲートボールの魅力を高め、子ども達も出場を目指す大会とする」としています。

大会運営においては、競技としてのゲートボール振興であると同時に、本町発祥のスポーツであるという貴重な資源を最大限考慮した内容とします。

今後、この大会が目指すべき姿を関係機関等と創り上げていきますが、これまで培ってきた『おもてなし』の心を大切に、芽室町らしい大会運営を行います。

大会参加チーム数がコロナ禍を経て減少傾向にあるので、参加チーム数を維持するため、様々な機会を通して参加のアプローチを実施します。

4 関係機関との連携について

(1)日本ゲートボール連合との連携

これまで実施してきた再生プロジェクトを糧とし、2024年度から新たなスキームとして、次のとおり展開をしていくことを表明したことから、芽室町もこの構想を共有し、ゲートボール再生に向け、共に進んでいくものであります。

- ① ゲートボールを通して人々にスポーツをする楽しみと健康を与え、全世代が楽しめるゲートボールを目指す。
- ② ゲートボールで地域と共生し、社会貢献をする。
- ③ 日本発祥のスポーツとしての自覚と誇りを持ち、世界へ普及し、ゲートボールの国際交流を促進する。

(2)東京ゲートボール連合との連携

東京ゲートボール連合とは、令和4年8月に包括連携協定を結び、ゲートボール競技の普及を共に目指します。

相互主催大会への参加、若い世代への人材育成と発掘、ユニバーサルスポーツ化への支援、研修事業等を通し、ゲートボール普及について相互協力していくことを確認しています。

(3)北海道ゲートボール連合等との連携

北海道ゲートボール連合の事務局は、令和6年度より芽室町内に移行するとともに、十勝ゲートボール連合の事務局も芽室町に設置されていることから、北海道内、十勝管内のゲートボール振興を一体的に協力しながらゲートボール振興を進めます。

(4)町内関係機関との連携

芽室町ゲートボール協会、芽室町ゲートボール推進協議会等の関係機関とともに、新たな町内競技者の発掘、発祥の地ゲートボール大会の運営協力等を通しゲートボール振興を進めます。

(5)その他関係機関との連携

発祥の地としてゲートボール振興を推進していくうえでは、これまで連携してきたブラジルゲートボール連合やパラグアイゲートボール連合をはじめとする国際的なつながりの継続とともに、ゲートボールの盛んな国や他府県との連携も検討して参ります。

5 目標年度に目指す姿(KPI)

年々減少傾向にある競技者等について、様々な取組から減少傾向に歯止めをかけるため以下の取組みに目標を定め、達成に向けた取組を実施します。

(基準年度(R6)から令和12年度に目指すべき目標を設定)

(1)町内の競技人口(ゲートボール協会員数)

R6 年度(基準年度)	113 人	R12 年度	115 人	※現状維持以上
-------------	-------	--------	-------	---------

(2)町内の大会・交流会等参加者数

R6 年度(基準年度)	1,008 人	R12 年度	1,200 人	※現状の2割増
-------------	---------	--------	---------	---------

(3)初心者教室の参加者数

R6 年度(基準年度)	16 人	R12 年度	20 人	※現状の2割増
-------------	------	--------	------	---------

(4)高校生以下の初心者が体験できる機会

R6 年度(基準年度)	16 回	R12 年度	20 回	※現状の2割増
-------------	------	--------	------	---------

(5)発祥の地杯全国ゲートボール大会の参加チーム数

R6 年度(基準年度)	50 チーム	R12 年度	50 チーム	※現状維持以上
-------------	--------	--------	--------	---------

(6)審判員数 ※基準年度

R6 年度(基準年度)	67 人	R12 年度	70 人	※現状維持以上
-------------	------	--------	------	---------

※取組期間の設定について

当初の取組期間については、日本ゲートボール連合が掲げた「ゲートボール再生プロジェクト」『ゲートボール“Beyond 2024”構想』に合わせ、令和3年度から令和6年度までの4年間としました。

今後の推進期間の設定について、今回は令和7年度から令和12年度としましたが、町の施策の中心となる総合計画及び第2期社会教育推進中期計画との施策の方向性を一致していくことを考慮し、令和9年度に向け内容の確認等を行います。

令和13年度からは、総合計画等にあわせ、4年毎とします。

※参考(挑戦の流儀設定期間)

第1期 令和3年度～令和6年度(第1期) 4年間

第2期 令和7年度～令和12年度(令和9年度前に内容確認) 6年間

第3期 令和13年度～令和16年度 4年間予定

日程第 5

議案第 59 号

令和 6 年度芽室町一般会計教育費補正予算の議案に対する意見申し出
の件（非公開）

令和 6 年度芽室町一般会計教育費補正予算案に対する意見について、地方教育行政
の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとする
ものであります。

令和 7 年 3 月 17 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

教推第40－9号

令和7年3月17日

芽室町長 手 島 旭 様

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和6年度芽室町一般会計教育費補正予算案について（申出）

このことについて、別添のとおり措置いただきますよう、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条及び芽室町教育委員会事務委任規則に基づき、申し出ます。

（教育推進課教育総務係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（関係条文抜すい）

〔昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号〕

（教育委員会の意見聴取）

第二十九条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分
その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作
成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○芽室町教育委員会事務委任規則

昭和 52 年 11 月 16 日教委規則第 4 号

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、次の各号に掲げるもの以外の事務を教育長に委任する。

- (1) 教育行政の運営に関する一般方針を決定すること。
- (2) 学校その他教育機関の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1 件 1,000 万円を超える教育財産の取得を町長に申し出ること。
- (4) 教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について町長に意見を申し出ること。
- (5) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (6) 教育長及び課長等の任免を行うこと。
- (7) 学校その他教育施設の敷地の設定及び変更を決定すること。
- (8) 1 件 1,000 万円を超える工事の計画を町長に申し出ること。
- (9) 道費負担教職員の懲戒及び任免その他の進退について内申すること。
- (10) 道費負担教職員の服務監督の一般方針を定めること。
- (11) 前 2 号に定めるもののほか、人事の一般方針を定めること。
- (12) スポーツ推進委員、社会教育委員その他の附属機関の委員を委嘱すること。
- (13) 校長、教頭、教諭その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (14) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。
- (16) 指定文化財の指定及び解除を行うこと。
- (17) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の決定によらなければならない。

第 3 条 教育長は、第 1 条の規定により教育長に委任された事務で重要な事項について次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を得なければならない。